

福知山市三和町高齢者生活福祉センター・老人デイサービスセンター

第一号通所事業（通所介護相当サービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 清和会みわ
主たる事務所の所在地	〒620-1424 福知山市三和町友渕79番地132
代表者（職名・氏名）	理事長 清水 史記
設立年月日	平成16年8月9日
電話番号	0773-59-2525

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	福知山市三和町高齢者生活福祉センター・老人デイサービスセンター	
サービスの種類	第一号通所介護	
事業所の所在地	〒620-1442 福知山市三和町千束375番地	
電話番号	0773-58-3801	
指定年月日・事業所番号	平成18年10月1日指定	京都府第2672600430号
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
通常の事業の実施地域	福知山市三和町、福知山市六人部地区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所又は通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日を除く毎日 ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス 提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	
	常勤	非常勤
管理者	1名(兼務)	
生活相談員	1名(兼務)	1名
看護職員		2名以上(機能訓練指導員兼務)
介護職員	2名以上(兼務有)	4名以上
機能訓練指導員		2名以上(看護職兼務)

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の生活相談員及びその管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

生活相談員	西山 とも子・中巻 典子
管 理 者	藤田 良二

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１） 第一号訪問事業・通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分】（１月につき）

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担(1割の場合)
事業対象者 要支援 1	17,980円	1,798円
事業対象者 要支援 2	36,210円	3,621円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】（１月につき）

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額	
		基本利用料	利用者負担（1割の場合）
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1 （指定第一号通所事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること。）	880円	88円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 2 （指定第一号通所事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること。）	1,760円	176円
介護職員等処遇改善 加算（Ⅰイ）	厚生労働大臣が定める基準を第一号通所事業所が満たすことにより算定する。	個別計算 （第一号通所事業にかかる単位の合計の 11.1%の単位に相当）	

（２） その他の費用（１回につき）

食 費	690円
おやつ代	100円
飲み物代	75円
おむつ代	実費
行事・レクリエーション費	実費（材料費等）
その他	日常生活上必要となる諸費用

（３）支払い方法

上記（１）、（２）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	京都府内の農業協同組合（ＪＡ）とゆうちょ銀行の指定口座より毎月２２日に利用料金を自動引き落とし
銀行振り込み	事業所指定口座へ振り込み（ただし、振り込み手数料は利用者負担）
窓口払い	窓口での現金によるお支払いを受付けております。（受付時間 日曜日及び１２月３１日から１月３日までの間を除く８：３０～１７：００）

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、地域包括支援センター等及び福知山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

なお、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口担当者 西山 とも子 中巻 典子 ご利用時間 午前９時～午後５時 ＊ 電話又は面接によりご相談を受け付けます。 （月～金曜日 午前９時～午後５時） （土曜日 午前９時～正午） 電話番号 ０７７３－５８－３８０１ ＊ ご意見箱を事務室前に設置しています。
---------	--

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	福知山市高齢者福祉課	電話番号 ０７７３－２４－７０１３
	京都府国民健康保険団体連合会	電話番号 ０７５－３５４－９０９０

(3) 苦情処理の体制及び手順について

○苦情の受付・報告

苦情は、ご意見箱、文書による手渡し、口頭、電話等適宜な方法により受付け受領します。

苦情を受付けた担当者は、苦情解決報告書に所要の事項を記載し、速やかに関係部署の責任者、総括担当者を経て解決責任者に報告します。

○苦情の解決

苦情解決責任者は速やかに苦情解決委員会を開催し、苦情内容を分析し改善策及び苦情解決の広報・周知要領について協議・決定します。

12. サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこと。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わないこと。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所所在地 社会福祉法人 清和会みわ
 事業所 福知山市三和町高齢者生活福祉センター・老人デイサービスセンター
 所在地 京都府福知山市三和町千束375番地
 事業所管理者 藤田 良二 印

説明者職氏名 福知山市三和町高齢者生活福祉センター
老人デイサービスセンター
生活相談員 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
本人との続柄
氏 名

身元引受人 住 所
氏 名 印